

事業計画書に対する知事意見書

令和6年(2024年)4月25日

株式会社フロンティア・スピリットE・P・S  
代表取締役 横沢 英樹 様

長野県知事 阿部 守一

令和5年9月20日付けで提出のあった事業計画書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第44条第1項の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社フロンティア・スピリットE・P・S 代表取締役 横沢 英樹 長野県塩尻市金井731番地3	
(2) 事業計画の概要		
➤申請の区分(Ⅰ)	産業廃棄物処理施設の設置許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	塩尻市大字金井字堤平731番地1	
② 廃棄物の処理施設の種類	中間処理(破碎)	
③ 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	○破碎する産業廃棄物 廃プラスチック類 特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分(保管)の用に供される場所の面積及び埋立(保管)容量)	○廃プラスチック類の破碎施設 18.4t/日(2.3t/h:8時間稼働)	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
➤申請の区分(Ⅱ)	産業廃棄物処分業の変更許可	
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	○金属くずの切断・圧縮施設 長野県塩尻市金井731番地4、736番地1 ○廃石膏ボードの破碎施設 長野県塩尻市金井731番地1 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設 長野県塩尻市金井731番地1	

	○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設 長野県塩尻市金井731番地1	
② 廃棄物の処理施設の種類	○金属くずの切断・圧縮施設 ○廃石膏ボードの破砕施設 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設	
③ 処理を行う廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	○切断・圧縮する産業廃棄物 金属くず ○破砕する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ○圧縮する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
④ 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分（保管）の用に供される場所の面積及び埋立（保管）容量）	○金属くずの切断・圧縮施設 77.304 t/日（9.663 t/h：8時間稼働） ○廃石膏ボードの破砕施設 120.0 t/日（15 t/h：8時間稼働） ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設 ・廃プラスチック類 18.4 t/日（2.3 t/h：8時間稼働） ・紙くず 22.4 t/日（2.8 t/h：8時間稼働） ・繊維くず 8.0 t/日（1.0 t/h：8時間稼働） ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 34.4 t/日（4.3 t/h：8時間稼働） ○廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの圧縮施設 ・廃プラスチック類 96.9 t/日（12.11 t/h：8時間稼働） ・紙くず 83.0 t/日（10.38 t/h：8時間稼働） ・繊維くず 39.9 t/日（4.99 t/h：8時間稼働） ・金属くず 220.1 t/日（27.52 t/h：8時間稼働） ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず194.8 t/日（24.35 t/h：8時間稼働）	
⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
	○破砕・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず ○乾燥する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。） ○造粒固化する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏粉に限る。）	○破砕・切断する産業廃棄物 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ○減容固化する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず ○乾燥する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。） ○造粒固化する産業廃棄物 汚泥（無機性のものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏粉に限る。）

	<p>○<u>破砕する産業廃棄物</u>  <u>廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u></p> <p>○<u>切断・圧縮する産業廃棄物</u>  <u>金属くず</u></p> <p>○<u>圧縮する産業廃棄物</u>  <u>廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。）</u></p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>	<p>○破砕する産業廃棄物  廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）</p> <p>以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。</p>
--	---	---

2 知事意見

<p>対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画及び見解書において示された内容は適当なものと考えられます。</p>
<p>合意形成の方法に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画は適当なものと考えられます。</p>
<p>その他知事が必要と認める事項についての意見</p>	<p>特にありません。</p>